

消費者被害注意報

No. 120

暮らしのレスキューサービスでの 高額請求にご用心！



事例 1 ハチの駆除を頼んだら…

玄関先にスズメバチがいたので、ネット広告に「最低料金 550 円～。地域最安値に挑戦」とあった業者に電話した。見積額を聞くと「大手だと 10 万円位だが、今回は 3 万円位」とのこと。「作業中は室内にいてほしい」と言われ従った。10 分後、地面に巣が置いてあり「スズメバチの巣が 4～5 個あった」と説明され、18 万円を請求された。払えないと告げると「命がけで駆除した」「現金払いしないと 24 万円になる」と言われ、仕方なく ATM で現金を引き出して、支払ってしまった。

事例 2 台所の水漏れ修理を頼んだら…

台所の水漏れに気づき、すぐに来てくれる業者をネットで見つけ連絡した。業者が来訪し水漏れの状況を見た後、説明もなく浴室を見に行った。給湯管の交換だけでなく、浴室の排水管の工事も必要になると言われた。一刻も早く直してほしかったので、言われるままに約 75 万円の契約書に署名してしまった。



広告で安価を謳っていても、実際には高額な料金を請求される事例が多発しています。「地域最安値」など、安価を強調する業者との契約は要注意です。

消費者トラブル防止のために

- あわてずに、複数の業者から見積もりを取るようにしましょう。
- 契約してしまっても、クーリング・オフで契約解除できる場合もあります。あきらめずに消費生活センターに相談しましょう。
- その場で代金を支払ってしまうと、クーリング・オフに応じない業者もあります。料金や作業内容に納得できない場合、後日納得した金額で支払う意思があることを示しつつ、その場での支払いは断りましょう。



悪質商法
ひっかからん蔵

商品・サービスの契約トラブルは千葉市消費生活センターへ

相談専用電話

☎043-207-3000

※月曜日～土曜日 9:00～16:30 ※祝日・年末年始は除く